

日本医学放射線学会 電子情報委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に電子情報委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、放射線及び関連領域の医用画像情報の管理及び運用について検討し放射線医学の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

- (1) 理事会より諮問された事項の審議と答申
- (2) その他第2条の目的に適う業務

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 理事会にて選任された担当理事1名
- (2) 各地方会から2名ずつ推薦された委員2名
- (3) 委員長が必要と認めた若干名の指名委員

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、昭和62年10月22日から施行する。

この規程は 平成12年4月6日から施行する。

この規程は 平成15年10月8日から施行する。

この規約は 平成23年11月15日から施行する。

この規約は、平成24年3月1日から施行する。